

「鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」新旧対照表

新（令和3年5月21日Ver. 9）	旧（令和3年4月20日Ver. 8）
<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) <u>部活動を指導する教員・部活動指導員（以下「顧問」という）は、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に則って活動を実施する。</u></p> <p>(2) <u>顧問は感染防止対策を十分に行うとともに、生徒の体調に十分配慮して活動させる。</u>特に、練習試合の実施や大会への参加については、段階的に<u>練習を実施し、顧問はケガや熱中症予防に最善の配慮を行う。</u></p> <p>(3) <u>活動にあたっては、校長は以下の基本的な感染防止対策を徹底する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>顧問及び生徒は、活動中は原則マスクを着用する。</u> ・<u>顧問及び生徒は、活動前後だけでなく活動中も手洗いや手指消毒を徹底する。</u> ・<u>顧問及び生徒は、更衣室及び部室を含む活動場所が密閉空間とならないよう、換気を徹底する。</u> ・<u>顧問及び生徒は、密集・密接とならないよう、周囲との距離を保つ。</u> ・<u>顧問及び生徒は、近距離での会話や大声での発声をしない。</u> 	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に則って活動を実施する。</p> <p>(2) 感染防止対策を十分に行うとともに、生徒の体調に十分配慮して活動する。特に、練習試合の実施や大会への参加については、段階的に実施し、ケガや熱中症防止に最善の配慮を行う。</p> <p>(3) 実施にあたっては、以下の基本的な感染防止対策を徹底して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>(新規追加)</u> ・<u>(新規追加)</u> ・更衣室及び部室を含む活動場所が密閉空間とならないよう、換気を徹底する。 ・密集・密接とならないよう、周囲との距離を保つ。 ・近距離での会話や大声での発声を控える
<p>3 活動実施について</p> <p><顧問が対応すべきこと></p> <p>(3) <u>生徒が活動中に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合は、かかりつけ医に相談させる。かかりつけ医がいないなど相談先に迷う場合は、受診相談センターに相談させる。受診相談センターについては下記の表を参照。</u></p> <p>(6) <u>共用して使用する器械・器具・用具については、活動前後だけでなく活動中も消毒を行う。ただし、材質やメンテナンス上、用具等の消毒が行えない場合は、生徒自身が使用後に、手指等の消毒を行う。</u></p> <p>(7) <u>顧問はミーティングを行う際は、生徒にマスクを着用させ、密閉、密集、密接それぞれ</u></p>	<p>3 活動実施について</p> <p><顧問が対応すべきこと></p> <p>(3) 活動中に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合は、事前に地域の医療機関に相談させる。相談に迷う場合は、受診相談センターに相談させる。受診相談センターについては下記表参照。</p> <p>(6) 共用して使用する器械・器具・用具については、適宜消毒を行う。</p> <p>(7) ミーティングを行う際は、マスクを着用させ、三密を避ける。</p>

<p><u>れを徹底的に回避する。</u></p> <p>(9) <u>外部からの指導者及び卒業生等の学校訪問者に対して、顧問が責任を持って以下の感染防止対策を徹底する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県外の居住者は、来県後、2週間経過していること。</u> ・<u>過去2週間以内の流行地（緊急事態宣言等対象地域）の訪問歴がないこと及び過去2週間以内に流行地（緊急事態宣言等対象地域）の訪問歴のある方との接触がないことを確認し記録する。</u> ・<u>当日、体調不良や風邪の症状がないことを確認する。</u> ・<u>連絡先を把握する。</u> ・<u>生徒との活動内容及び活動時間を記録する。</u> ・<u>原則マスクを着用させる。</u> ・<u>活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒をさせる。</u> ・<u>水分補給のための飲料や汗を拭くためのタオルは、個人で準備させる。</u> <p>(10) <u>活動場所に注意点について掲示を行う。</u></p> <p>(11) <u>活動場所は、定期的（30分に1回5分程度）に扉や窓を2方向以上開けて、施設全体の十分な換気を行う。また、空気が停滞しないように送風機などで空気の流れを作る。</u></p>	<p>(以下、新規追加)</p>
<p><生徒個人が対応すべきこと></p> <p>(10) <u>活動中に円陣を組んだり、大声を出したりしない。</u></p> <p>(11) <u>活動後は、カラオケボックスや大型商業施設等に立ち寄ることなく速やかに帰宅する。</u></p>	<p><生徒個人が対応すべきこと></p> <p>(新規追加)</p>
<p>4 マスクの取扱いについて</p> <p>(1) <u>活動中（更衣等の時間を含む）生徒は、原則マスクを着用する。活動中やむを得ず外す際には、感染リスクを避けるため、周囲との間隔をできる限り2m確保する。ただし、コンタクトスポーツにおいてはこの限りではないが、準備・片づけ、アップ・ダウン、休憩中は、マスクを着用する。</u></p> <p>(2) <u>夏季の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると熱中症の</u></p>	<p>4 マスクの取扱いについて</p> <p>(1) <u>生徒の活動中は、必ずしもマスクを着用する必要はないが、外す際には、感染リスクを避けるため、周囲との間隔を十分に確保する。ただし、休憩中は、マスクを着用する。</u></p> <p>(2) <u>夏季の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると熱中症の</u></p>

<p>リスクが高くなる恐れがあるため、マスクを外す場合には、できるだけ人との距離を<u>2 m</u>保つ、近距離での会話を控えるようにすることが望ましいが、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。</p> <p>(3) <u>顧問は、マスクを着用する。</u>ただし、夏季においては熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、生徒へ直接指導を行う場合等、状況により判断するが、その際は生徒との間隔をできる限り<u>2 m</u>保つ。</p>	<p>リスクが高くなる恐れがあるため、マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにすることが望ましいが、熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。</p> <p>(3) 顧問については、原則としてマスクを着用する。ただし、夏季においては熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、生徒へ直接指導を行う場合等、状況により判断するが、その際は生徒との間隔を十分に保つ。</p>
<p>5 更衣室及び部室について</p> <p>(1) <u>顧問は、生徒が更衣室及び部室を利用する場合は、人と人との距離が<u>1 m以上</u>確保できるよう利用人数を制限し、換気を徹底するとともに、利用人数や注意点についての掲示を行う。</u></p> <p>(2) 複数の生徒が触れる場所については、利用開始時・終了後に<u>生徒が消毒を行い顧問に報告する。</u></p> <p>(3) <u>顧問は</u>出入口に手指の消毒設備（アルコール消毒液、濃度60%～90%のもの）を設置し、出入りの際及び共用物の使用前後は手洗い若しくは手指消毒を行うよう掲示を行う。</p> <p>(4) 更衣中を除き、利用中は、生徒は定期的（<u>30分に1回5分程度</u>）に扉や窓を2方向以上開けて（換気扇があれば換気扇を常時稼動）、施設全体の十分な換気を行う。窓がない場合はドアを開けて送風機などで部屋の外に出す空気の流れを作る。</p> <p>(5) <u>更衣室及び部室では飲食を行わない。</u> <u>（以下、削除）</u></p>	<p>5 更衣室及び部室について</p> <p>(1) 更衣室及び部室を利用する場合は、人と人との距離が確保できるよう利用人数を制限し、換気を徹底するとともに、利用人数や注意点についての掲示を行う。</p> <p>(2) 複数の生徒が触れる場所については、利用開始時・終了後に消毒を行う。</p> <p>(3) 出入口に手指の消毒設備（アルコール消毒液、濃度60%～90%のもの）を設置し、出入りの際及び共用物の使用前後は手洗い若しくは手指消毒を行うよう掲示を行う。</p> <p>(4) 更衣中を除き利用中は、生徒は定期的に扉や窓を2方向以上開けて（換気扇があれば換気扇を稼動）、施設全体の十分な換気を行う。窓がない場合はドアを開けて送風機などで部屋の外に出す空気の流れを作る。</p> <p>(5) 原則、部室では飲食を行わない。飲食を行う場合は、下記の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の前後では手洗い、手指消毒を徹底する。 ・食事中は常時扉や窓を開けて（換気扇があれば換気扇を稼動）、換気を徹底する。 ・食事中は人と人が正面とならないようにし、距離をとって行う。また距離がとれない場合はアクリル板等を正面に設置し、遮蔽する。 ・食事中は大声での会話を控え、会話の際はマスクを着用する。

<p>(6) 部室内に設置した共用タオル(手洗いや器具拭き用)は撤去し、<u>生徒各自がタオルを準備する。</u></p> <p>(7) <u>更衣室及び部室内</u>では、大声での会話は<u>しない。</u></p> <p>(8) 鼻水、唾液が付いたゴミは都度袋に密閉して縛ってから捨てる。また、ごみは<u>生徒が</u>こまめに回収し、回収する者はマスク及び手袋を着用して取扱い、手袋を外した後は手洗いを徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み物の回しのみや、食器等の共用は行わない。 ・食事後は使用した机・椅子等を消毒する。 <p>(6) 部室内に設置した共用タオル(手洗いや器具拭き用)は撤去し、各自がタオルを準備する。</p> <p>(7) 室内では、大声での会話は控える。</p> <p>(8) 鼻水、唾液が付いたゴミは都度袋に密閉して縛ってから捨てる。また、ごみはこまめに回収し、回収する者はマスク及び手袋を着用して取扱い、手袋を外した後は手洗いを徹底する。</p>
<p>7 遠征や合宿における宿泊や食事について</p> <p>(3) 相部屋となる場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするなど、<u>密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避し、感染症防止対策を徹底する。</u>なお、リモコン、電源スイッチなど共用部分については、なるべく一人が操作することとし、<u>適宜消毒</u>を行う。</p> <p>(9) 脱衣室及び浴室の利用は、距離をとって利用できる人数に<u>顧問が制限し、ローテーションを決めて分散して利用を行うこと。</u>また、使用中は大声での会話をしない。</p> <p>(11) 集合時やミーティング時は、距離をとって行える場所を確保し<u>マスクを着用して</u>行う。</p>	<p>7 遠征や合宿における宿泊や食事について</p> <p>(3) 相部屋となる場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするなど、<u>三密となることのないよう、感染症防止対策を徹底する。</u>なお、リモコン、電源スイッチなど共用部分については、なるべく一人が操作することとし、<u>適宜消毒</u>を行う。</p> <p>(9) 脱衣室及び浴室の利用は、距離をとって利用できる人数に制限し、ローテーションを決めて分散して利用するなどを行うこと。また、使用中は大声での会話をしない。</p> <p>(11) 集合時やミーティング時は、距離をとって行える場所を確保して行う。</p>